

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	優心保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 阪神長楽苑	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 筒井玄太	
定員（利用人数）	87 名	
事業所所在地	〒 553-0003 大阪市福島区福島8-3-9	
電話番号	06 - 4798 - 0278	
FAX 番号	06 - 4798 - 0274	
ホームページアドレス	https://r.goope.jp/yushinhoikuen/	
電子メールアドレス	tutuityourakuen@nifty.com	
事業開始年月日	平成 28 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 21 名	非正規 14 名
専門職員※	保育士 21名 看護師 4名 管理栄養士 2名	
施設・設備の概要※	〔園舎〕鉄骨造4階建、屋上園庭	
	〔設備等〕乳児室1室、ほふく室1室、保育室4室 ランチルーム(多目的室)1室、調理室、相談室、 沐浴室1室、調乳室1室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

未来を担う子ども達の豊かに生きる力を育てる

【保育方針】

- ・子どもの安全と安心を基本として、自ら伸びる力を大切にし、成長と個性に応じた多様性のある保育をする。
- ・子どもの目線で、豊かな愛情をもって、1人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、その主体的な活動を育む。
- ・子どもを中心に捉え、家庭や地域との信頼関係を築き、環境をとおして、人や物との関わりを大切にする。
- ・四季折々の季節を感じる散歩を行い、また、土や水との触れ合う場を多く持って豊かな情緒を育む。
- ・興味、関心に基づいて、主体的、自発的に遊びに取り組むことができ、遊びの世界が広がり楽しく笑いのある環境をめざします。
- ・遊びを取り入れながら、めいめい身体を動かし、成長に必要な身体の使い方、体幹を作り、健康な身体を育みます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

【手厚い職員配置と家庭的な雰囲気】

子どもや保護者、職員の間で日々元気な挨拶が交わされ、温かみのある家庭的な雰囲気が育まれています。挨拶は相互の関わりを深めるきっかけとなり、子どもにとっても安心して生活できる基盤となっています。職員数は配置基準を上回って確保されており、一人ひとりに応じた丁寧な関わりが可能です。保護者にとっても園との距離の近さを感じられることが安心感につながっています。

【看護師常駐による安心の体制】

園には看護師が4名常駐しており、けがや体調不良時の迅速な対応が可能です。日常的な症状についても保護者が相談できる仕組みが整っており、家庭での子育てに役立つ助言が得られる点は安心感につながっています。保育士も専門外の対応を看護師に任せられるため保育に専念でき、感染症流行時には一貫性ある対応がとられています。医療的視点を日常的に取り入れる体制は他園にはあまり見られない特徴です。

【専門職と連携した療育支援】

療育面では、月1回、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）による訪問指導を実施しています。さらに園独自の療育チームを編成し、加配担当保育士や看護師を交えて「加配会議」を行い、支援が必要な子どもの情報共有や方針の検討を組織的に進めています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育アセスメント株式会社
大阪府認証番号	270060
評価実施期間	令和7年7月10日～令和7年9月12日
評価決定年月日	令和7年10月3日
評価調査者（役割）	2301C022（運営管理委員） 2401C011（専門職委員） 2401C026（専門職委員） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

JR環状線福島駅、JR東西線新福島駅、阪神線野田阪神駅のいずれからも徒歩10分圏内に位置し、交通の利便性に恵まれています。周囲は高層マンションが立ち並ぶ都市部の環境で、徒歩圏内には鷺洲北公園、福島公園、下福島公園など複数の公園があり、戸外活動を通して自然や季節の変化に触れることができる環境も整っています。園内は子どもが安心して過ごせる空間が整えられており、遊びや活動を通してのびのびと体を動かせる工夫も見られます。子どもや保護者、職員の距離が近く、日常的に元気な挨拶が交わされるなど、家庭的で温かみのある雰囲気形成されています。

理念に掲げる「未来を担う子ども達の豊かに生きる力を育てる」のもと、安全と安心を基盤に、一人ひとりの成長や個性を尊重した保育が実践されています。子どもの主体性を大切に、遊びを通じた学びや四季を感じる散歩、水や土との触れ合いを取り入れるなど、情緒の育ちや健やかな体づくりに向けた取り組みが継続されています。

運営体制においては、配置基準を上回る保育士を確保し、一人ひとりに丁寧に関わる体制が整っています。看護師の常駐により健康面での相談や対応も可能となり、さらに外部専門職との連携を通じて発達支援にも取り組んでいます。

このように本園は、都市部の立地を活かしながら自然体験の機会を確保し、保育士・看護師・専門職が協力する体制を整えることで、子ども一人ひとりに応じた支援を実現しています。

◆特に評価の高い点

【自然や遊びを取り入れ工夫に満ちた園舎】

4階建ての園舎は子どもたちがのびのびと過ごせるよう多様な工夫が施されています。屋上には自然の芝が敷かれたスペースが広がり、すぐ横を電車が走る環境は子どもたちにとって特別な魅力となっています。1階では熱帯魚をはじめとする多くの生き物が飼育され、海水と淡水に分けられた美しい水槽で海や川の魚を観察できます。また、カブトムシやクワガタムシも理事や園長が森に出向き採集し、子どもたちに提供するなど自然とのふれあいを大切にしています。さらに3階の幼児保育室には雲梯やボルダリングの壁、ブランコやハンモックを取り付けられる鉄骨が備え付けられ、雨の日でも思い切り体を動かせる環境が整っています。

【子どもの安全を多角的に支える園の体制】

子どもの安全を最優先とした体制が整えられており、手厚い環境づくりが大きな特色となっています。看護師が4名在籍し、怪我への対応や感染症対策、医療的ケアなど幅広い場面に対応できることは大きな安心につながっています。また、加配担当者を1対1で配置し、必要に応じて理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）と連携することで、個々の子どもの発達や健康状態に応じたきめ細やかな支援が可能です。さらに午睡時には担任以外の職員が呼吸確認を行い、安全を守るとともに、午睡時間を活用して職員同士が協力しながら業務を進める工夫をしています。加えて登降園時には入口に安全確認の職員を配置し、事故防止に努めるなど、多角的な安全対策を講じています。

【五感で楽しむ食育とアレルギー対応の給食】

0歳児から年齢に応じた年間食育計画に沿って、子どもたちは種まきや水やり、収穫など屋上の菜園活動を通して、食べ物が育つ過程を身近に体験しています。成長の様子を観察したり、自分たちで収穫した喜びを味わったりする中で、苦手な野菜への関心や食への興味も自然に育まれています。さらに調理員と一緒にクッキング活動では、食材に直接触れ、見た目や香り、手触りなど五感を使って楽しむことができ、食への理解が深まります。給食は行事食を除きすべてアレルギーフリーで提供され、アレルギーのある子どもも安心して食事を楽しめるよう配慮されています。また、国産の新鮮な食材をできる限り使用し、旬の食材を取り入れた献立で、素材本来の美味しさや季節感を味わえるよう工夫しています。

◆改善を求められる点

【総合的な人事管理】

全職員を対象とした園長・理事との面談を通じ、次年度の意向や要望を聞く機会が設けられるなど、職員の声を取り入れる取組が進められていますが、日常の成果や貢献を賞与に反映する仕組みは十分に理解されておらず、「期待する職員像」や人事評価・配置基準も周知や整理が限定的です。今後は、これらを文書として整理・共有することで、職員が安心して働き続けられる体制構築を期待します。

【ボランティア受入れと地域連携の推進】

ボランティアの受入れには前向きな姿勢があるものの、登録手続きや配置、事前説明を整理したマニュアルの整備は今後の課題です。子どもと関わる際の必要な視点を共有する研修や支援の仕組みづくりや地域の教育機関と連携し、学生や児童に学びや体験の場を提供するなど教育活動への協力を進め、地域とともに活動の幅を広げられることを望みます。

【事故防止に向けたヒヤリハットの取り組み】

事故報告においては積極的に行われていますが、ヒヤリハットの収集数は少なく「事故には至らなかったが危なかった事例」をあまり収集できていない状況になっています。ヒヤリハットの収集は職員の危険への気づきを促す取り組みであり、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするものではないということに留意しながら、園全体でヒヤリハットの重要性などの理解を深め、積極的に事例を収集し、要因分析の実施と対応策を講じられることを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受けさせていただいたことで、改めて保育園の運営について見直すことができました。職員からの普段は聞くことができなかった意見や保護者様からの非常にうれしいアンケート結果を拝見させていただくことができました。

また、当園の課題や足りない部分を教えていただきました。勉強になり準備期間から訪問日、評価結果を拝見させていただく最後まで有意義な時間を過ごさせていただきました。足りない部分はしっかりと受け止め、より良い保育と運営を目指して改善していき園児、保護者様、職員、その他当園に関わる皆様に満足していただけるような保育園を目指していきたいと思っています。

まだまだ、発展途上の保育園ですが、成長していく姿を見て頂ければ幸いです。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念や基本方針は入園のしおりやホームページに明記されており、新入園児の保護者には入園説明会で資料を用いて丁寧に説明しています。在園保護者に対しても年度末に周知の機会を設け、理解を深められる体制が整っています。職員には、入職前の面接においても理念や方針を伝えることで、採用段階から理解が図られています。年度末の職員会議でも確認され、理念が全職員に浸透するよう継続的な取組がなされています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	少子化の進行や地域における保育ニーズの変化を踏まえ、経営環境を分析し適切な対応を進めています。人員配置においては基準を上回る体制を整え、特に看護師の配置により健康管理や安全確保の面で経営上の特色を出しています。また、厨房を自園で整備し、食材やアレルギー対応にも配慮するなど、運営資源の在り方を工夫しています。さらに、加算や補助金を適切に活用し、経費対効果を意識した財務運営を行っています。法人理事が福島区社会福祉協議会の副会長を務め、社会福祉全体の動向を把握している点も、園の運営に活かしています。これらの取り組みを通じて、保育の質の確保と経営の安定性の両立が図られています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	園長・主任・副主任による会議を経て理事の承認を得る仕組みを整え、保育の方向性や課題解決の方針を組織的に決定しています。役員会や評議員会では経営状況や課題を報告し、法人全体で共有しています。経営課題については年度内に解決できる案件は速やかに対応し、次年度に持ち越す課題は関係機関と協議しながら進めるなど計画的に取り組まれています。あわせて、保育・療育・事故防止・厨房といった職員配置も適材適所を意識し、日常の運営課題を改善する仕組みとして定着しています。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	法人では、理事会を通じて各事業所の前年度の振り返りとともに、次年度以降の数値的目標や運営方針を明確にしています。中期的な目標としては就業支援の確立や園独自の特色づくりを掲げ、長期的な目標としては、職員にとって働きやすい職場環境、保護者にとって安心して相談できる保育園、子どもにとって自分の長所を伸ばせる場所を目指しています。これらのビジョンは常に明示・共有されており、法人全体として将来を見据えた計画的な方向性が示されています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度の計画は、中・長期的な目標を踏まえて策定されており、理事会や評議員会で経費や給付金・補助金に関する計画を共有しています。年度ごとの改善点を丁寧に振り返り、検証を行いながら、次年度に向けた改善計画を具体的に立てています。これにより、単年度での達成や改善の積み重ねが、中・長期的な計画の実現に反映される仕組みとなっています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	行事ごとに振り返りを行い、職員からの意見をもとに改善点を共有する仕組みが定着しています。大きな行事については詳細な反省を行い、小規模な行事は会議で確認するなど、評価・見直しが組織的に実施され、議事録にも残されています。これにより、日々の取組が次年度以降の改善に活かされています。今後は、単年度の事業計画についても職員が触れる機会を増やし、内容や目標を共有できるよう工夫することで、日々の保育実践と計画の結びつきがさらに強まり、組織全体での一体感が高まっていくことを期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画の主な内容は、プリント配布やメール配信を通して保護者にお知らせしています。また、年間行事計画で日程や留意点を案内し、園だよりを通じて健康診断や身体測定、各クラスの様子を伝えるなど、日常的な情報提供も徹底しています。こうした取組により、保護者が園の活動を理解できる体制は整っています。今後は、行事に加えて園全体の運営に関する事業計画の要点をより分かりやすく伝える工夫が求められます。説明会や懇談会など双方向のやり取りを取り入れることで、保護者が主体的に理解を深められる機会につながっていくことを期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	乳児・幼児・療育の各チームを副主任が中心となり、日常の実践を振り返りながら改善につなげています。看護師チームは、園外活動やプール実施の判断、医療的ケアや健康管理、事故予防に取り組むとともに、アレルギー対応やエピペン・AEDの使用、SIDS予防に関する研修を行い、職員全体の知識と意識の向上に貢献しています。一方で、園全体で取り組みを定期的に振り返り、課題や改善点を明確にし方向性を共有する仕組みは、今後充実させていく必要があります。そのためには、職員一人ひとりの力を育てるとともに、計画・実行・評価・改善の流れ（PDCAサイクル）を組織的に進め、自己評価や第三者評価で得られた課題や成果を活かして、継続的な質の向上につなげていくことを期待します。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	行事や日々の活動は日案や会議で計画を確認し、実施後には反省会を通じて振り返りが行われています。小規模な取組も週会議で検証し、議事録を回覧して職員間で改善点を共有する体制があります。さらに、行事後の保護者アンケートも会議で検討され、対応後には保護者へ報告しています。次年度開始前には、役職者と主担任が前年度の反省会を行い、行事計画や保育の見直しが図られています。今後は、こうした成果や課題を文書として整理・共有し、改善計画に反映する体制づくりが求められます。あわせて、担当者や実施時期を明確にし、進捗を定期的に確認できる仕組みを整えることで、継続的な質の向上につながっていくことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	園長は、自らの役割を「いかなる有事に際しても責任をもって対応・対処すること」と位置づけています。災害時にはBCP（事業継続計画）に基づき、不在時の責任者を明示するなど、緊急時の指揮系統を確保しています。また、事故や災害への備えについて研修や訓練を通じて職員と確認し、理解を深めています。今後は、日常の運営における役割や責任を職務分掌などで明確にし、職員に周知する仕組みを整えることで、組織全体の理解がより確実なものとなり、体制強化につながっていくことが期待されます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	園長は、保育所運営におけるコンプライアンスを徹底するため、地域の研修会や会議に積極的に参加しています。また、他園の園長との意見交換を通じて、関係法令などの最新の知識や情報を得よう努めています。法令や倫理規定を遵守し、利害関係者との適正な関係を保つことにも力を入れています。さらに、労務関係については顧問社労士に確認を行い、必要に応じて内容を更新し職員に周知するなど、安心できる体制づくりに取り組んでいます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	役職者の権限と役割を組織図で明示し、職員が意見を出しやすい環境を整えています。そのうえで、出された意見が実行につながるよう役職者がフォローを行い、職員の主体性を尊重しています。組織体制として園長・主任・副主任・リーダーを配置し、リーダー会議で集約した内容を週会議で全職員に伝達する仕組みを構築しており、情報の共有が円滑に進められています。保育内容や行事の継続や変更も職員の意見を踏まえて決定され、教育・研修や交流会への参加も積極的に推進されています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	常に人員体制を点検し、適材適所での雇用を行うことで、安全で安定した保育体制を維持しています。特に、0・1・2歳児の午睡時には、追加で午睡チェック専門の職員を配置し見守り体制を強化しつつ、職員が事務作業や記録業務に取り組める時間を確保しています。事務所には複数のパソコンを備えており、効率的に業務を進められる環境が整えられています。また、看護師とも連携し、健康管理や事故防止に関する研修や体制整備を進めることで、安全面の充実と業務の効率化を両立しています。さらに、職員の体調管理への配慮や研修参加を支援することで、働きやすい環境づくりを進めています。職員の声を丁寧に受け止めながら改善を進める姿勢が、園全体の業務改善と保育の質の向上につながっています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	必要な福祉人材の確保・定着に向け、園では部門ごとに必要な人数を明確にし、計画的な雇用を進めています。これにより、子どもにとっては手厚い保育と安全が確保され、安心して生活できる環境が整っています。また、職員にとっても家庭の事情への対応や研修・意見交換会への参加がしやすい体制が整えられ、働きやすさの確保にもつながっています。今後は、採用から定着までを一貫して見通せる計画を文書として整理し、職員間で共有することで、より安定した人材確保と定着に発展していくことが期待されます。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	毎年9月には全職員を対象に園長や理事との面談を実施し、次年度の意向や要望を聞き取る機会を設けるなど、職員の声を取り入れようとする取組が進められています。一方で、日常の成果や貢献を賞与に反映する仕組みについては職員への理解が十分に深まっておらず、評価の意義を実感できる仕組みとしては課題が残されています。また、「期待する職員像」は文書として整備されていますが周知は限定的であり、人事評価や配置に関する基準についても明確な形で整理されていません。今後は、これらを文書として整理・共有することで、職員が安心して働き続けられる体制づくりへとつながっていくことが期待されます。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	完全週休2日を基本とし、残業や持ち帰り仕事、休日出勤をなくすことを方針としています。豊富な人員配置を行うことで、家族の体調不良などにも柔軟に対応できる体制を整えています。子育て中の職員には勤務時間や休暇希望をできる限り反映し、毎月の希望休や有給休暇の申請も仕組み化されています。さらに、毎年の定期面談に加えて必要に応じた随時面談を実施し、職員の悩みや意向を丁寧に把握しています。制作物などで必要なものは速やかに購入できる体制があり、のびのびとした保育の実践を支えています。また、週会議で出された提案や意見は改善に結びつけられており、職員の声を反映した運営が進められています。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	リーダーを育成担当として位置づけ、職員には保育マニュアルを配布するなど業務の標準化と一貫した指導につなげています。また、保育実践の中で職員が悩みや迷いを抱えた際には、役職者が意見を出し合いながら助言し、適切な対応につなげています。さらに、職員の得意を活かせる配置や、苦手を克服できる機会の提供にも取り組んでいます。一方で、職員面談は年1回に限られており、育成計画や目標管理シートを活用した体系的な仕組みはこれからの課題です。今後は、目標設定・進捗確認・振り返りを継続的に行う体制を整え、記録として残すことで職員育成を組織的に支援できる環境を整備することを期待します。	

Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	外部研修では年間の研修内容を提示し、職員が希望する研修を選んで参加できる体制が整っています。受講後は報告書を通じて学びを共有し、療育チームや看護師も専門研修や交流会に積極的に参加しています。園内ではAEDや緊急時対応、エピペン、プール前研修などを行い、危機管理意識の向上を図るとともに、子どもへのプライベートゾーンや手洗い・歯磨き指導などを実践し、研修成果を保育に活かしています。一方で、教育・研修に関する基本方針の明示や必要な専門技術・資格の整理、成果の分析と次の研修計画への反映といった仕組みは今後の課題です。園の目標や事業計画と研修計画を結びつけることで、職員の成長を計画的に支援できることが期待されます。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	パート職員も含めた一人ひとりが教育・研修に参加できるよう機会を確保しています。常勤保育士にはキャリアアップ研修をはじめ、オンライン体操研修や実技研修への参加機会を設け、専門性を高めています。新任職員については、リーダーや担当が担当となり、保育実践だけでなく日常業務や雑務も含めたOJTを行い、スムーズに職務を習得できるよう支援しています。内部研修では研修報告書を作成し、参加者の学びを全職員で共有する仕組みを整えています。さらに、園長や顧問が研修の紹介や参加を後押しすることで、多様な学びの機会が広がり、職員の成長と保育の質の向上につながっています。	
2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生の受け入れに向けて養成校へ求人票や案内を送付するなど、積極的な働きかけを行っています。受け入れ時には希望クラスを考慮しつつ全クラスを体験できるようにし、主任が中心となって指導にあたる体制を整えています。さらに、受け入れに関するマニュアルも整備され、実習生が安心して学べる環境づくりが図られています。今後は、専門職の学びをさらに深められるプログラムや、指導にあたる職員への支援体制を充実させることで、取組の実効性が一層高まり、専門職育成の場としての役割がより明確になることを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	ホームページには保育方針や理念を掲載し、施設の基本的な姿勢を示しています。また、苦情や相談については内容と対応をお知らせページに公開し、保護者や地域に対して開かれた姿勢を持っています。第三者評価は今回が初めての受審であり、その結果は今後公開予定です。今後は、事業計画や財務に関する情報についても発信が行われることで、園の運営状況を社会や保護者により分かりやすく示されることが望まれます。こうした取組を重ねることで、透明性の確保が一層進んでいくことを期待します。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	重要な変更事項については、理事会や評議員会で承認を得たうえで職員に周知し、会議や回覧によって全体で共有しています。経理関係では出納係が処理した後、園長や顧問が最終確認を行い、二重のチェック体制を整えています。さらに、外部専門家である顧問会計士が毎月財務の確認を行い、決算書を作成しています。そのうえで、内部監査として監事が監査を実施し、理事会・評議員会に提出して承認を得る仕組みが整備されています。こうした多重の確認体制により、公正性と透明性を確保した適正な運営が実現されています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	毎年、年長児が地域の夏祭りに参加し、はっぴを着て力を合わせてだんじりを引く体験をしています。さらに、福島区の行事「あいあい祭り」や「キッズシアター」にも参加し、地域の子どもたちとの交流を通じて多様な経験を重ねています。加えて、毎月一回、4・5歳児が交互に老人施設を訪問し、高齢者とのふれあいの場を設けています。こうした取組により、園児は地域の人々と関わりを持ちながら社会性や協働する力を育み、豊かな体験を通して成長できる環境が整えられています。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	ボランティアの受入れについて前向きな考えを持っていますが、受入れに関する文書化や、登録手続き・配置・事前説明を整理したマニュアルの整備はこれからの取組となります。また、ボランティアが子どもと関わる際に必要な視点を共有できるよう研修や支援の仕組みを考えていくことも求められます。さらに、地域の教育機関と連携し、学生や児童に学びや体験の場を提供するなど教育活動への協力を進めることで、地域とともに活動を広げていくことを期待します。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	子どもや家庭の状況に応じて必要な社会資源を活用し、関係機関との連携を適切に行っています。虐待が疑われる場合には、まず職員間で情報を共有し園全体で見守る体制を取り、症状の悪化などが見られた際には区役所の子育て支援室や児童相談所に相談する仕組みを整えています。その際は、園長と理事が責任をもって対応を検討し、適切な判断につなげています。また、加配が必要な園児については幼保小連絡会を通じ、進学予定の学校長と園長が面談し、特徴や配慮点を丁寧に引き継いでいます。こうした取組により、地域の社会資源が有効に活用され、子どもの健やかな成長を支える連携体制が構築されています。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	福島区役所主催の子育て連絡会や園長会議、大阪市保育連盟北ブロック会議に積極的に参加し、地域の保育園やこども園と意見交換を重ねています。会議では、保育運営上の課題や保護者対応、地域貢献に関する情報が共有され、地域全体の動向を把握する機会となっています。こうした活動を通じて、地域に求められる保育や子育て支援のニーズを把握し、園運営に反映させることで、地域に根差した保育へとつながっています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	地域行事への参加を通じて協力体制を築いており、夏祭りではお神輿を引く子どもたちを支えるために物品の貸出や保管場所の提供を行っています。あいあい祭りにおいてはパンフレットや紹介資料を掲示し、地域に開かれた存在として情報発信に努めています。また、防災面では屋上を津波避難場所として提供し、備蓄食や水、予備バッテリーを整備するなど、地域の安全を支える役割も果たしています。これらの活動を通じて、園は地域の子育てや防災に貢献し、地域福祉を担う拠点としての機能を発揮しています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	子どもを尊重した保育を基本理念として明確に掲げています。入園のしおりには保育理念やめざす子ども像を示し、「自ら学び、考え、主体的に判断し、問題を解決できる力」を育むことを大切にしています。また、「自分で考える子ども」「人を大切にできる子ども」と明記し、職員と保護者が共通の理解を持てるよう工夫されています。こうした理念の共有は、子ども一人ひとりの思いや行動を尊重する姿勢につながっており、日々の保育実践に生かされています。今後は、職員が子どもの尊重や基本的人権への配慮について理解を深められるよう、勉強会や研修の機会を設けることで、取組がさらに充実していくことが期待されます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	写真販売では保護者の同意を得て、希望があれば掲載を控える仕組みを整えています。また、個人の記録等は持ち出しを禁止し、施錠可能な場所で厳重に保管しています。さらに、着替えや身体測定の際にカーテンを使用し、屋上での水遊びやプール活動時にはシェードを設置して近隣からの視線を遮る工夫をしています。看護師が幼児に「プライベートゾーン」の話をして理解を深める取り組みも行われています。一方で、保護者が記入する連絡表（お迎えの時間や送迎者を記入する表）は他の保護者の目に触れる可能性があり、個人情報の取り扱いという観点からより安心して情報を共有できる仕組みが求められます。今後は、こうした取組をさらに確かなものとするため、マニュアル整備や職員研修を通じて組織的に取り組む体制を充実させていくことを期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	ホームページには理念や保育方針を掲載し、保育内容を分かりやすく示しています。また、パンフレットは区役所に設置し、見学に来園できない方でも手に取れるよう工夫しています。園見学については、活動の中心時間に当たる平日午前10時と11時に設定し、子どもたちの様子を実際に見ただけよう配慮しています。さらに、保護者の都合に応じて柔軟に日程を調整する体制も整えており、利用希望者が安心して園を選択できるよう環境を整えています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始や変更にあたって、担任・リーダー・副主任・主任・園長・理事が協議を行い、決定した内容を確実に共有しています。保護者にはメール配信や手紙を用いて速やかに周知し、全職員が週会議で確認することで、問い合わせにも即時対応できる体制を整えています。また、他国籍の保護者に対しては翻訳アプリを活用し、言語の壁を越えて丁寧に説明できるよう工夫しています。これらの取組により、保護者が安心して理解できる説明体制が確保されています。	

Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	提携する小規模保育園からの入園に際して園長が事前面談を行い、子どもの状況や配慮点を確認しています。一方で、本園から他園へ転園する場合の引継ぎ文書は整備されておらず、今回の自己評価において課題として認識されました。児童要録の作成については、現在は経験のある職員が中心となり口頭で伝える形が多く、手順書はこれから充実させていく段階です。また、利用終了後の相談窓口や担当者の明示、相談方法の整理についても、さらに工夫の余地があります。今後は、引継ぎや申し送りの手順を文書化し、相談体制をわかりやすく整えることで、子どもや保護者が安心して移行できる環境が一層充実していくことを期待します。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	職員に新しい遊びや活動に積極的に取り組むよう促し、戸外活動を通じて自然や季節を感じられる機会を設けています。行事計画についても職員会議で検討し、家庭の事情に配慮しながら柔軟に見直す工夫が行われています。また、行事後にはアンケートを配布し、保護者から意見や感想を収集する仕組みを設けています。こうした取組により、日常や行事を通じて保護者の声を把握し、改善に活かそうとする姿勢が示されています。今後は、行事後のアンケートに加えて定期的な保護者アンケートを実施し、その結果を分析・検討することで、利用者満足度をさらに組織的に把握できる体制へと発展していくことが期待されます。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の仕組みとして、責任者・受付担当者・第三者委員を設け、迅速な対応を心がけています。また、保護者に配布されている園のしおりには苦情解決の仕組みが記載されており、保護者が制度を理解しやすく、安心して利用できるよう周知が図られていますが、利用者調査結果から見れば、まだ周知に改善の余地があると判断します。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が安心して相談や意見を伝えられるよう、複数の相談体制を整えています。入園時には、配布するしおりに体制を明記し、口頭でも丁寧に説明することで理解を深めてもらいます。さらに、意見箱の設置や日常的な懇談の機会を設けるとともに、アンケートを実施して直接は伝えにくい意見や要望も受け止められるよう工夫しています。また、相談や意見を述べやすい専用の相談室を確保するなど、環境づくりに配慮しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	日々の保育の中で、保護者が相談しやすく意見を述べやすい環境づくりに配慮し、適切な相談対応や意見の傾聴を重視しています。職員から園長への報告は迅速に行われ、把握した内容は運営方法の改善に活かされています。また、改善内容は保護者に丁寧に報告され、信頼関係の向上に努めています。一方で、相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順、対応策の検討について定めたマニュアルの整備が課題となります。今後は、意見・要望・提案への対応手順を明確化したマニュアルを策定し、定期的な見直しを行うことで、より計画的で分かりやすい対応体制を構築し、保護者が安心して意見を述べられる環境の充実を望みます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	事故発生時の対応や安全確保を明確にしたマニュアルを項目ごとに整備し、迅速かつ適切に対応できる体制を整えています。また、看護師を中心に、AED講習や心肺蘇生法、窒息時の対応研修を実施し、職員が連携して行動できるよう取り組んでいます。さらに、保育室内に設置したカメラを活用し、怪我の発生時には状況を確認するなど、安全確保に努めています。一方で、事故には至らなかったものの危険性があったヒヤリハット事例は収集できていない状況です。今後は、園全体でヒヤリハットの重要性を共有し、職員一人ひとりが積極的に事例を報告できるようにするとともに、要因分析を行い、再発防止策や改善策につなげられることを期待します。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	看護師を中心に感染症対策マニュアルを整備し、全職員に周知することで園内の対応を統一しています。感染症が発症した際には、速やかに職員間で情報共有を行い、保護者へも掲示板を通して状況を知らせています。流行時にはメールや文書を配布して注意喚起を行い、家庭と園が連携して感染拡大防止に努めています。また、マニュアルの評価や見直しは定期的の実施され、改訂記録を残すことで改善の経緯が分かりやすく整理されています。さらに、感染症の予防や対応に関する勉強会を定期的を開催し、職員が正しい知識と対応を身につけられるよう取り組んでいます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
(コメント)	災害時の役割を明確にした防災・避難組織図を作成し、事務所や各フロアに掲示しています。避難訓練は月1回実施し、火災・地震・津波・水害・不審者対応など多様な訓練を行い、警察や消防が立ち会う訓練も取り入れています。各フロアには園児・職員分の防災頭巾やヘルメットを備え、非常食・飲料水・バッテリーなどの物資もリスト化して備蓄しています。災害時の職員体制、避難先や避難ルートなどはマニュアルに明記されており、迅速に対応できるよう整えられています。さらに、子どもの安否確認は一斉メールを活用することで、保護者が安心できる体制を確保しています。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育マニュアルを整備し、0歳児から5歳児までの一日の保育の流れや標準的な実施方法を明確に示しています。保育士が理解しやすく、保育で大切な点を押さえられるよう工夫され、作成したマニュアルは全保育士に配布されています。疑問や不安が生じた場合には、副主任・主任・園長・法人理事へ速やかに相談できる体制を整え、職員が安心して業務に取り組めるよう配慮しています。さらに、マニュアルに基づき日々の保育を確認し、必要に応じて助言や修正を加えつつ、子どもの個性や状況に応じた柔軟な対応にも配慮しています。	

Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	標準的な実施方法の見直しについては、保育内容の変化や新たな知識・技術の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要に応じて継続的に改善しています。改訂履歴や変更点は明確に記録され、誰が見ても理解できる形で管理されています。巡回指導や監査で指摘があった場合は管理職が検証し、年1回は必ずその都度見直しを行っています。また、職員や保護者からの意見も取り入れ、日々の保育実践に反映させることで、より適切で質の高い保育につなげるよう工夫しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画は、全体的な計画に基づき各クラス担任が作成し、必要に応じて主任保育士が指導や助言を行うことで、計画の質を高めています。また、入園前の面接時に聞き取り票を活用し、子どもの様子や保護者のニーズ・意向を把握し、その内容を計画に反映しています。入園までに管理職を含め情報を共有し、保護者から発達状況や健康面に関する質問があった場合には、看護師や加配担当リーダーも加わって必要な支援内容を具体的に検討し、子ども一人ひとりに応じた保育・支援の内容を計画に反映する体制を整えています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画は、子どもの発達や生活状況を把握するため、統一された様式に基づき保育記録を作成し、保育目標に沿った内容としています。記録には子どもの反応や保育者の評価も含まれ、計画に基づいた保育の実施状況を確認し、定期的に評価・見直しを行っています。一方で、評価・見直しの目的や記録方法、指導計画の変更手順や周知方法について、園として統一的な手順を定め文書化することが課題となっています。今後は、保育士が理解しやすく、計画的で分かりやすい保育記録管理体制の構築を期待します。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	保育の実施状況は園の規定に基づき統一した方法で記録し、内容や書き方に差異が生じないように、リーダー・副主任・主任が指導や助言を行い、最終確認は主任と園長が担当しています。さらに、ICTを活用して年間計画・月案・週日案・乳児の個別月案を職員がいつでも閲覧できる体制を整え、情報の共有と共通理解を深めています。また、0歳児から5歳児までの発達や生活状況を把握するため「保育記録」を作成し、個々の成長や日々の様子を反映しています。これらの記録は年度末に総評としてまとめ、職員間で共有し、その後の保育に生かしています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報の取り扱いについては、入園時および進級時に保護者から同意を得ており、子どもに関する記録は事務所内の鍵付き収納に保管しています。記入や確認も事務所内で行うことを全職員のルールとして徹底し、情報の安全管理に努めています。今後は、個人情報保護と情報開示の両面から管理体制をさらに明確化することが必要です。具体的には、記録の取り扱いに関する規定や責任者の設置、保存や廃棄に関する基準を定めるとともに、保護者から開示の要望があった際の手順や開示範囲を明示することで、適切かつ一貫した対応ができる仕組みの構築を求めます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	保育所の理念や方針・目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭・地域の状況を踏まえた全体的な計画を作成しています。計画の作成にあたっては、施設長のもとで保育に関わる全職員が意見を出し合い、互いの経験や専門性を活かして創意工夫することが重要です。こうした協働の姿勢は、計画の実効性を高めるとともに、園全体で共通理解を持ちながら一貫性のある保育を進める基盤となります。今後は作成時より職員の実施し、子どもたちの多様な育ちを支える全体的な計画づくりを期待します。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	各保育室やランチルーム、事務所には空気清浄機や加湿器、空調を備え、室内の温度・湿度・換気を適切に保っています。看護師が常駐し、加湿器の使用開始時期などを職員と相談しながら環境を整備しています。園内の生活や遊び、休息に関わる場所や用具の清掃を行い、衛生管理を徹底しています。月1回の安全点検では修繕箇所を確認し、必要に応じて対応しています。絵本棚やロッカーは角を丸くし、クッション材を使用するなど怪我防止を図っています。幼児クラスは壁がないため、活動に応じてパーテーションを設置し、落ち着いて過ごせる環境を整えています。	
A-1－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	一人ひとりの個性や発達過程を十分に把握できるよう、きめ細やかな保育を行っています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できる環境を整え、欲求や感情を丁寧に受け止めつつ、子ども自身が気づける言葉かけを意識しています。また、分かりやすく穏やかな表現を用いることで、伝わりやすいコミュニケーションに努めています。日々の保育では、子どもの気持ちに寄り添いながら、自己理解や安心感を育むことを重視し、子どもが安心して成長できる環境づくりを実践しています。	
A-1－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、基本的な生活習慣を身につけられるよう援助しています。園独自の発達目安表を基に、年齢や発達に応じた活動・休息のバランスを考え、子ども一人ひとりの主体性を尊重しています。できたことは十分に認め、達成感や喜びを感じられるようにし、成功体験を重ねられるよう保育士が支えています。また、子どもが生活習慣の意味や目的を理解できるよう、日々の活動の中で丁寧に言葉かけを行い、気づきや学びを促しています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	玩具は子どもが自分で手に取れる場所に置き、遊びを主体的に選べるよう工夫しています。晴れた日には戸外活動を中心に自然と触れ合いながら体を動かして、年齢に応じた遊びを取り入れて、楽しみながらルールを守る姿勢を育てています。保育者は関わりを見守りつつ、必要に応じて仲立ちを行い、安心した関係づくりを支えています。園内では、自然芝の屋上や幼児保育室に雲梯やボルダリングの壁、ブランコやハンモックを設置し、乳児にはバランス遊びなどを取り入れることで、年齢に応じた運動機会を確保し、体力や運動能力の向上を図っています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	保育室の床には衝撃吸収マットが敷き詰められ、つかまり立ちや伝い歩きの際に転倒しても大きな怪我につながらないように配慮しています。天井には保育士手作りのガーランドを吊るし、季節ごとに新調することで、室内でも四季を感じられる工夫をしています。0歳児保育室には、ミルク缶でのポットン遊び、ペットボトルのマラカス、紙パックの積み木など、身近な素材を活用した手作り玩具を揃え、五感の発達を促しています。また、散歩用カートで園周辺を散歩したり、公園に出掛けたりして、自然に触れる中で五感を豊かに育てています。家庭との連携では、日々の連絡帳や6月の個人懇談を通して情報共有を行っています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの「自分でする」という気持ちを受け止めながら、基本的な生活習慣の自立に向けた基盤づくりを行っています。興味を持ったことに挑戦できる環境を整え、成功と失敗を繰り返しながら成長できるよう、保育園全体で共通理解のもと取り組んでいます。遊びの中では椅子取りゲームやしっぽ取りなど簡単なルールのある遊びを取り入れ、ルールを守って友だちと遊ぶ楽しさを経験できるようにしています。また、ごっこ遊びを通して友だちとのやり取りを広げ、保育士が見守りながら支えています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	日常の保育では、保育室内で体幹を養う運動遊びを取り入れるほか、外部講師による体操や英語、華道・茶道など多様な授業を実施し、子どもたちの興味や経験の幅を広げています。また、異年齢交流も行い、思いやりや優しい気持ちが育つよう工夫しています。こうした活動を通して、子どもたちの自己表現や挑戦する意欲を育み、達成感や自信につなげることを意識しています。子ども一人ひとりの発達や個性に応じた関わりを大切に、安心して活動に取り組める環境づくりを心がけています。さらに、保護者との連携も重視しており、毎日の保育内容はホワイトボードに記載して保護者と共有するとともに、連絡ノートや直接の会話でも情報を伝え、家庭と園の一貫した関わりを図っています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子どもの状況を的確に把握し、自己を十分に発揮できる環境を整えるため、子どもと加配担当職員を1対1で配置しています。安心して過ごせるよう、視覚支援を取り入れたり、必要に応じてクールダウンできる場所を設けています。また、長期的な見通しをもって個別指導計画を作成し、日々の保育に反映しています。加配リーダーを中心に月1回加配会議を実施し、共通理解を深め、会議録を全職員が閲覧できる体制を整えています。さらに、療育施設やOT・PT・STと連携し、子どもの状態に応じた保育を行い、発達を支えています。今後は、園全体で障がいのある子どもの保育について保護者の理解を深める取り組みを実施し、より一層の支援充実を期待します。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもとの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの発達過程や生活リズム、在園時間や心身の状況に十分配慮しつつ、職員間での情報共有を徹底し、安定した保育体制を整えています。特に延長保育を利用する子どもには、18時から補食としておにぎりを提供し、空腹による体調不良を防ぎ、安心して過ごせるよう配慮しています。保育士間の引継ぎは、伝達漏れがないようメモやボードに記載し、口頭でも確実に伝え、クラス担任が遅番勤務の保育士へも情報を共有する体制をとっています。こうした取り組みにより、子どもや保護者が不安なく安心して園生活を送れる環境が整えられています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	子どもが小学校以降の生活を見通せるよう、時計の読み方や身の回りの整理整頓などの取り組みを行っています。小学校との連絡会では、各小学校の情報をできるだけ収集し、子どもの発達や性格、学習や遊びの状況について意見交換できる体制を整えています。11月の個人懇談を通じて、保護者への情報共有や対応を行い、質問にも丁寧に応じられるよう配慮しています。今後は、子どもが就学後の生活に対する不安を軽減し、期待を持てるよう、小学校との連携をさらに深め、園児が学校の環境や授業を体験できる学校見学などの機会を設けられることを期待します	

1-(3)健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	子どもの体調やけがなどの健康状態については、登園から降園まで丁寧に把握し、保護者とも適切に情報共有を行っています。乳幼児突然死症候群（SIDS）対策としては、0歳児は5分おき、1・2歳児は10分おきに呼吸や睡眠の様子を確認し、記録しています。また、園のしおりを通じて保護者に必要な情報を周知しています。さらに、看護師は研修や交流会に積極的に参加し、最新の知見を収集したうえで職員に周知し、日々の健康管理に反映させています。今後は、子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備し、職員が必要な知識を確実に習得できる体制づくりを期待します。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断は年2回に加え、プール前にも実施しており、健康状態を把握できる体制を整えています。歯科健診も年1回実施し、その結果も職員全体で共有しています。治療や経過観察が必要な子どもについては、保護者と連携して適切な受診を促すとともに、日々の保育や健康管理に活かしています。さらに、歯科健診後は結果に応じた歯磨き指導を行い、必要に応じて再確認やフォローも行っています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー対応マニュアルを整備し、子ども一人ひとりに応じた安全な保育を行える体制を整えています。アレルギー疾患のある子どもについては、医師の生活管理指導表をもとに保護者と連携し、職員全体で情報を共有しています。エピペンを必要とする子どもには、事前に医師の受診に同行して対応指示を受け、園内研修で使用方法や症状への対応を職員全体に周知し、緊急時に備えています。慢性疾患のある子どもについても、保護者と面談して園での対応を確認し、必要に応じて医師の指示を受けて職員間で情報共有しています。	

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
(コメント)	子どもたちが食に親しみ、豊かな経験ができるよう、年齢別の年間食育計画を立てています。日々の食事は、子どもが落ち着いて楽しめるように、発達に合った椅子やテーブル、食器を整えて提供しています。また、野菜の栽培や収穫体験を取り入れ、成長を観察したり収穫の喜びを味わったりする中で、苦手な野菜への関心を育んでいます。さらにクッキング活動を通じて食材に直接触れ、見た目や匂いなど五感を使いながら食への興味を広げています。毎月、写真付きの「食育だより」を配布し、園と家庭が連携して子どもの食育を支えています。また、給食試食会やアンケートを通じて保護者の意見を取り入れています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。		a
(コメント)	衛生管理マニュアル等を整備し、安全で安心できる食事の提供に努めています。国産の新鮮な食材をできる限り使用し、旬の食材を取り入れた献立を通して、素材本来の美味しさや季節感を味わえるよう工夫しています。給食は原則としてアレルギーフリーで提供しており、アレルギーのある子どもも他の子どもと差異なく同じ食事を楽しむことができます。さらに、季節や行事に合わせた特別な献立も取り入れ、食への関心や楽しさを広げています。また、調理員が子どもたちの食事の様子を見守る機会も設けています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
（コメント）	乳児クラスでは連絡帳を活用し、幼児クラスでは活動内容をホワイトボードに記載するとともに、必要に応じて連絡ノートを通じて保護者と情報交換を行い、家庭と園が連携して子どもの成長を支える体制を整えています。送り迎えの際には必ず担任と顔を合わせられるようシフトを調整し、短時間でも直接言葉を交わせる機会を設けています。さらに、年に一度の個人懇談では、家庭での悩みや園での様子を一对一で共有し、子どもの成長を共に確認する場としています。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	各クラスの担任は、登降園の時間を大切にし、保護者と積極的に会話を交わすことで日々の様子を共有しています。保護者から寄せられた相談や意見については、受けた保育士が主任へ報告し、役割を分担しながら支援できる体制を整えています。また、相談内容は適切に記録して園内で共有することで、一貫性のある対応につなげています。さらに、兄弟児のいるご家庭に対しては、一方を園で預かることで保護者がもう一人のお子さまと向き合う時間を持てるよう協力し、家庭での子育てを支える取り組みも行っています。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		b
（コメント）	担任と看護師が日々の体調管理や着替え時の視診を行い、気になる様子があれば園内で速やかに情報を共有し、必要に応じて児童相談所などの関係機関につなげられる体制を整えています。一方で、子どもの権利を守る観点から、虐待などに対応できるマニュアルの整備や、虐待が疑われる状況や子どもの行動について理解を深め、適切に対応できる研修や取り組みの充実が求められます。今後は体制や研修をさらに充実させ、職員全体で子どもの安全と健やかな成長を支える環境づくりを望みます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
（コメント）	保育士の自己評価については、自らの実践や子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けた改善に努めています。今後は、自己評価の内容を職員同士で共有し、一人では気づきにくい保育の良さや課題を話し合うことで、学び合いや協働の基盤形成に活用することを期待します。また、自己評価を定期的を実施することで、園全体の評価や振り返りに発展させ、組織的かつ継続的に保育の質を向上させる仕組みの整備を望みます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
（コメント）	体罰や暴言などが生じやすい状況や場面を踏まえ、職員が体罰等に頼らず適切な援助を行えるよう、週会議などでの話し合いを通じて理解と実践の向上に努めています。しかし、現状では体罰等の禁止を明文化した規定が整っていない状況です。今後は、就業規則等に体罰や暴言、威嚇などの不適切な対応を明確に禁止事項として位置づけ、全職員がその内容を理解・遵守できる体制の整備を求めます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	優心保育園
調査対象者数	55人
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

- ◆園の取り組み姿勢については、「保育方針や保育内容について十分な説明があり、入園時にお子様の性格や成長歴をしっかりと聞いてくれている」「利用時間の変更にも柔軟に対応してくれており、行事の日程も参加しやすいように配慮されている」「プライバシーへの配慮も十分にある」などの項目で93%以上の方が満足されています。
- ◆職員の態度や姿勢については、「明るく笑顔で接している」「言葉遣いや態度、服装などは適切」「お子様の長所や個性を認め指導している」「子どもの人権を尊重している」などすべての項目で85%以上の方が満足されています。
- ◆保育内容について、「園内が清潔」「配慮が必要な場合の保護者との連携」「意欲を促す遊具の充実」「戸外遊びの機会確保」「社会ルールや人間関係の指導」などすべての項目で90%以上の高い評価となっています。
- ◆安心・安全についても否定的な声は一切ありません。「感染症に関する情報提供」「保育中の体調変化やケガの処置と連絡」「事故防止への配慮や避難訓練」など、全ての項目で95%以上の方が満足という結果となりました。
- ◆園との情報共有に関しても、お便りや連絡帳でわかりやすく伝えられており、園内と家庭での様子についても情報交換が行われてしっかり連携しています。また、保育に参加する機会も十分にあるなど、すべての項目で93%以上の方が満足されています。
- ◆苦情や要望については職員はしっかり話を聞いてくれますが、第三者委員などの職員以外の人に相談できることは約半数の方が知らないという結果でした。保育の内容や行事に保護者の要望が活かされているかという質問には84%の方が活かされていると評価しています。
- ◆「園内でお子様は楽しく過ごしている」「お子様を入れてよかった」「入園希望の方がいたらお勧めしたい」と約9割の方が回答されています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等